次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく 一般財団法人米子市文化財団 一般事業主行動計画

職員が各自の能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のとおり行動計画を策定する。

令和7年3月21日策定

- 1 計画期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間
- 2 内容

目標1 職員1人あたりの各月ごとの所定時間外労働の10%以上削減

[取組内容] 令和7年4月~

- ●月2回のノー残業デーの設定確認、職員への周知、所属長による定時退勤を呼びかける。
- ●超過勤務命令の事前申請・事前命令を徹底する。
- ●職員の所定外労働時間を適切に把握し、繁忙期及び時間外労働の多い職員がいる場合に、 所属長による業務調整を行う。

目標2 育児や介護に関する休暇及び休業の取得促進 妻の出産休暇について、目標取得率を100%とする。

[取組内容] 令和7年4月~

- ●育児・介護休業法及び財団規程に基づく諸制度の周知、情報提供を改めて行う。
- ●配偶者妊娠時の所属長への申出を促進する。
- ●子の養育や介護について職員からの申出時に、所属長から取得を働きかける。
- ●育児休業等からの復帰時期や復帰後の働き方について、管理職員と情報を共有し、復帰後 育児を行いながら円滑に業務に従事できる環境づくりに努める。